

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成23年3月31日

| | |
|---------|-------|
| 高松市監査委員 | 谷本繁男 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 森川輝男 |
| 同 | 小比賀勝博 |

平成22年度定期監査結果報告等について

第1 健康福祉部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成21年度および平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

| 対 象 | | 期 間 |
|-------|---|--|
| 部 課 等 | 事 務 | |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 介護・高齢者医療課 障がい福祉課 長寿福祉課 生活福祉課 子ども未来課 (子ども女性相談室) 保育対策課 (感染症対策室) (地域医療対策室) 生活衛生課 保健センター 地域包括支援センター | 平成21年度および 平成22年4月1日 から同年12月27 日までの事務の執行 および財務に関する 事務の執行 |
| | | 平成22年12月 28日から平成23 年2月25日まで |

(2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、保育所の施設・備品管理、収納金管理、防災管理および警備・安全管理について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

障がい福祉課の高松市障害者相談支援充実・強化事業委託および高松市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）委託ならびに生活福祉課の生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護認定調査業務委託に関する契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事

務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(障がい福祉課，生活福祉課)

イ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、こども未来課の児童厚生施設における樹木の害虫駆除業務委託および剪定業務委託ならびに保育課の合併町塩江保育所を除く12市立保育所樹木の剪定業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(こども未来課，保育課)

ウ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、保育課の平成22年度高松市立保育所調理室および調乳室害虫等駆除業務委託契約ならびに保健センターの平成22年度空調設備休日運転業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(保育課，保健センター)

エ 普通財産貸付台帳を調整すべきもの

普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、高松市社会福祉協議会香川支所用地および香南支所用地

として貸し付けている普通財産については、普通財産貸付台帳を調整していないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(健康福祉総務課)

オ 公有財産の異動報告を適正にすべきもの

高松市公有財産事務取扱規則第21条の規定では、公有財産に異動があった場合は、公有財産異動報告書により、その都度財務部長に報告しなければならないとしているが、女木診療所元看護師宿舍塀等修繕工事に伴い、囲障の形状、寸法等に異動があったにもかかわらず、公有財産異動報告書が提出されておらず、公有財産台帳が修正されていないので、今後は、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(国保・高齢者医療課)

カ 補助金交付に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助金交付申請者は、補助事業等が完了したときは、収支決算書(様式第9号)を提出しなければならないとしているが、高松市老人クラブ連合会活動事業補助金の収支決算書は異なる様式のもので用いられており、また、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書は、各項目に所要額は計上されているものの、摘要欄には記載がなく、金額の積算根拠が明らかになっていないので、今後は、同規則に基づく適正な収支決算書および各経費の摘要欄に積算内訳を記載した収支予算書を提出するよう補助金交付申請者を指導するとともに、補助金交付に係る審査を適正にされたい。

(長寿福祉課)

キ 産業廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの

特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定により、委託契約書に、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を約定しなければな

らないが、平成21年度高松市保健所の感染性廃棄物処理業務委託契約については、数量に関する条項に予定数量の記載が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

(保健対策課)

ク 補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則第7条第1項第3号の規定では、補助事業等が予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けることとしているが、平成21年度病院群輪番制病院設備整備費補助金については、補助事業者から提出された変更交付申請書に記載された補助事業の完了日を経過した後の日付で完了届等の提出を受けているので、今後、補助事業の期間を延長する場合においては、その都度変更申請書を提出するよう補助金交付申請者を指導し、適正な事務処理を行われたい。

(保健対策課地域医療対策室)

ケ 業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成21年度食品衛生責任者養成講習会開催事業等委託契約については、受託者から委託事業精算書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(生活衛生課)

コ 浄化槽の管理を適正にすべきもの

浄化槽の管理については、定期検査として浄化槽法第10条第1項の規定により保守点検および清掃、同法第11条第1項の規定により水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが、保守点検および

水質検査については行われているものの、清掃が行われていないので、
今後は、同法に基づき、適正な浄化槽の管理に努められたい。

(地域包括支援センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 委託料の支払事務について

高松市軽度生活援助事業の委託契約書第4条第2項の条項では、受託者は翌月10日までにサービス提供記録簿および請求書を提出するものとしているが、当該期日を超過し、追加分として受託者から提出されたこれらの文書を受け付け、委託料を支払っているものが見受けられたので、今後は、実情と合致するよう契約書の条項を見直すなど、適切な事務処理を行われたい。

(長寿福祉課)

(2) 補助金等交付申請に係る添付書類について

高松市補助金等交付規則第3条の規定では、補助金交付申請者は、申請書に事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、同規則第4条の規定では、申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、補助金等の交付の適否を決定することとしているが、高松市難病患者・家族団体連絡協議会運営事業の補助金交付申請に係る収支予算書の収入欄には、高松市補助金のみが記載され、同協議会のその他の収入が記載されておらず、支出欄も収入額と同額となっており、同運営事業に係る全体事業費が不明であるため、補助金交付申請団体に対する運営補助金交付の適否を決定する資料として適切ではないので、今後、同様の補助金交付申請があったときは、同運営事業に係る全体事業費を記載するよう申請者を指導し、適切に補助金交付の適否についての審査が行われるよう改善されたい。

(保健センター)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成20年度電子計算機のプログラム作成および変更事務委託に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年2月22日）

適正な見積業者等一覧表の作成については、平成21年度生活保護業務に係る電子計算機等およびソフトウェアの賃貸借に関する見積徴取伺決裁から、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により改定された見積業者等一覧表を作成し、添付した。

（健康福祉部生活福祉課）

2 行政財産使用許可台帳および普通財産貸付台帳を調整すべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用を許可した場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により、行政財産使用許可台帳を、普通財産を貸し付けた場合は、同規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳をそれぞれ調整しなければならないが、環境総務課環境施設対策室が使用を許可している行政財産および貸し付けている普通財産については、これらの台帳を調整していないため、今後は、これらの規定により、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年3月2日）

行政財産の目的外使用を許可した場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を、普通財産を貸し付けた場合は、同規則第27条第3項の規定により普通財

産貸付台帳を調整した。

また、適正な事務処理を行うため職員に関係諸規定や事務処理手続を周知した。

(環境部環境総務課環境施設対策室)

3 普通財産貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

普通財産を貸し付ける場合は、高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項の規定により、借受願人に普通財産借受願を提出させ、貸付けの契約に係る決裁を受けなければならないが、牟礼環境美化センターおよび香川環境センターは、平成21年度中に、用途廃止により行政財産から普通財産に変更されているにもかかわらず、平成21年度から平成23年度までの3年間、これらの敷地の電力柱等について、行政財産の目的外使用許可をしていることから、平成22年度においても普通財産としての貸付けに係る事務処理を行わず、行政財産として使用料を徴収しているため、今後は、当該行政財産の目的外使用許可を取り消し、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成23年3月2日)

牟礼環境美化センターおよび香川環境センターの敷地内の電力柱等については、高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項の規定により、借受願人に対して普通財産借受願を提出させ、適正な事務処理を行った。

また、適正な事務処理を行うため職員に関係諸規定や事務処理手続を周知した。

(環境部環境総務課環境施設対策室)

4 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて(通知)」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適

正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度情報処理装置保守点検業務および計装設備保守点検業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年3月10日）

業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきものについては、平成23年2月24日起案の平成22年度衛生処理センター中継所受水槽清掃業務委託に伴う見積徴取において、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えた仕様書を作成し、適正な事務処理を行った。

（環境部衛生処理センター）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 遅延利息の条項に係る約定の取扱いについて

(1) 意見を付した事項

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、期限後に履行の見込みがあると認められ、特別に市長が認めた場合は徴収しないこともできることから、それぞれの契約事項に即して対応する必要があるものの、契約の種類によっては、遅延が生じた段階で契約を解除して損害賠償請求するなど遅延利息の約定が不要と思われる契約も見受けられたので、今後、契約担当課として、関係各課に対し履行遅延に対する遅延利息の取扱いや契約解除の取扱いの考え方を周知し相談に応じるなど、各課の実情を踏まえた上で遅延利息に関する条項の約定の在り方について考え方を取りまとめられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年3月15日）

履行遅延に対する遅延利息の取扱いならびに契約解除の取扱いの考

え方の周知およびこれに係る関係各課からの相談の実施については、
執行伺、契約事務等の取扱いについて（平成23年2月28日付け
財務部長通知）の7「契約の履行の確保」において、職員に周知し
た。

（財務部契約監理課）